

所が此原則に對しては一の例外がある。即ち曾て東京、大阪の如き大都市で流
行を極めた彼の地震賣買を豫防せんが爲めに發布された建物保護法の規定であ
る。同法に依れば建物の所有を目的とする土地の賃借權に因つて賃借人が其土
地の上に登記した建物即ち保存登記等をした建物を有するときは土地の賃借權
に付ては登記なくも之を以て第三者に對抗するとを得るものである。例へば甲
が乙から土地を賃借して其土地に建物を建築し其建物に付て保存登記をした場
合には縦んば土地賃借の登記をしなかつたとしても其土地を新に買受けた者
とか其土地に抵當權を有して而かも其登記を爲した者があつて土地明渡の請求
をされたり又は抵當權を實行して他人に其土地が競落した場合でも賃借人は其
賃借權を主張して土地を明渡さなくともよいのである。

第二 當事者間に於ける效力 當事者間に於ける效力を大別して賃貸人の義務と
賃借人の義務と爲すことが出来る。

(イ) 賃貸人の義務 賃貸人は賃借人に對して目的物引渡の義務を有するもの

賃主は修
繕の義務
を負ふ

である。次に賃貸人は賃借人をして完全に目的物の使用収益を爲さしめなけ
ればならぬ者であるから賃貸物の使用及び収益に必要な修繕を爲す義務を負
ふものである(民法六〇六條)。賃貸人は修繕の義務を負ふと同時に賃貸物の保存に必
要な行爲は賃借人の意思如何に拘らず之を爲すことを得べく賃借人は之を拒
むことを得ざるものである(同條二項)。蓋し保存行爲を爲すが爲めに賃借人の使用
収益を妨ぐる結果を生ずることは免れない所であるけれども物の保存は賃貸
人の利益なるのみならず一般經濟上の利益とも爲るべきものであるから賃借
人をして之を拒むことを得ざらしめたのである。併しながら賃貸人の意思に
反して保存行爲を爲さんとする場合に於て之が爲め賃借人が賃借を爲した目
的を達すること能はざるときは賃借人は契約の解除を爲すことを得べきもの
である(民法六〇七條)。

次に第三者が賃貸物に付て權利を主張し使用収益の妨害を爲したときは賃貸
人は此妨害を排除して賃借人をして完全に使用収益を爲さしめなければなら

ぬものである。尤も賃貸物に對する事實上の妨害は賃借人に於ても賃借權に基く占有を主張して排除することを得べきものである。

猶ほ賃借人が賃借物に付て賃貸人の負擔に屬する必要費を支出したときは賃借人に對して直ちに其償還を請求することを得べきものである。又賃借人が有益賃を出したときは賃貸人は其増價額の現存する場合に限り其費用又は増價額を償還することを要するもので其償還は賃貸借終了の時に於てするを以て足れりとするのである。但し裁判所は賃貸人の請求に依り相當の期限を許與することを得べきものである(民法六〇八條、一九六條二項)。此の費用償還の請求權は賃貸物返還の時から一年内に之を行使することを要するものである(民法六二二條、六〇〇條)。

(ロ) 賃借人の義務 當事者が契約を以て使用収益の方法を定めたときは賃借人は其方法を以て使用収益を爲すことを要するものであるが若しも契約のなかつたときは賃借物の性質に因つて定まつてる用法に従ひ使用収益を爲すことを要するものである(民法六一六條、五九四條)。若しも之に背反したが爲めに損害を生じた

ときは賃借人は之が賠償の責に任ずべく賃貸人は物の返還を受けた時から一年内に之を請求することを要するものである(民法六二二條、六〇〇條)。

次に賃借人は物の使用収益の對價として借賃を支拂ふべき義務を負ふものである。借賃は金錢其他の有價物を以て拂ふことを得るものである。此の借賃の額は當事者の契約に因つて定まるべきものであつて増減を爲すべき契約あるか又は新に協定するの外謂れなく之を増減することを得ざるものであるが民法に於ては左の場合に限り借賃の減額を請求することを得べきものとした。即ち(1) 収益を目的とする土地の賃借人が不可抗力に因つて借賃より少ない収益を得た場合に於ては賃借人は其収益の額に至るまで減額の請求を爲すことを得るものである。併しながら宅地の賃貸借に付ては不可抗力に因る収益減少の場合に於ても減額の請求を許さざるものである(民法六〇九條)。斯くの如く法律は賃借人に減額の請求權を認めなければ尙ほ不可抗力の爲め引續き収益の減少を來すときは賃借人は資本と勞力を空費するが如き状態に立至

るやうな始末となるから更に賃借人を保護する必要を生ずるのである。そこで不可抗力に因つて引續き二年以上借賃よりも少い収益を得たときは契約の解除を爲すことを得べきものとした(民法六)。又(2)賃貸物の一部が賃借人の過失に因らずして消滅した場合にも賃借人は其滅失した部分の割合に應じて借賃の減額を請求することを得べきものである。猶ほ賃借人は其残存部分のみては賃借した目的を達すること能はざるときは契約の解除を爲し得べきものである(民法六)。

賃料支拂の時期に付て當事者間に特約のあるときは其特約に従ふべく若しも約束のなかつたときは動産建物及び宅地に付ては毎月末に支拂を爲すべく其他の土地に付ては毎年末に支拂ふべきものである。但し收穫季節のあるものに付ては其季節後遅滞なく支拂を爲さねばならぬものである(民法六)。次に賃借人の義務として賃借物に付て修繕を要する場合とか又は賃借物に付て權利を主張する者あるときは賃借人は遅滞なく其旨を賃貸人に通知しな

賃借人の承諾なくして賃借物を譲渡することを得ず

賃借権の譲渡

ればならぬものである。尤も賃貸人が其事實を知つて居たときは右の通知を爲さずともよ(民法六)。猶ほ賃借人は契約期間が終了したとか又は其他の原由によつて契約が終了した時は賃借物を返還しなければならぬものである。返還するには之を原状に復し附屬せしめた物あるときは之を收去することを得べきものである(民法六、五九八條、五九七條、五九八條)。

賃借人は賃貸人の承諾がなければ其權利を他人に譲渡したり又は賃借物を轉貸することを得ざるものである(民法六)。されば賃借人が賃貸人の承諾を得ないで第三者に賃借物の使用収益を爲さしめたときは賃貸人は契約の解除を爲すことを得べきものである(同條)。之に反して賃借人が賃貸人の承諾を得て賃借権の譲渡又は賃借物の轉貸を爲したときは左の如き效果を生ずるものである。

(1) 賃借権の譲渡 譲受人は賃借人として借賃支拂の義務を負担するもので此場合は賃貸人と譲受人との間に賃貸借の關係を生ずるものである。

(2) 轉貸借 目的物の轉貸借は賃借權の讓渡と異なり之が爲めに賃貸借には何等の影響なきものであるから轉貸の場合には賃貸借と轉貸借との二個の賃貸借關係が存在し而かも此の二つは全然獨立して存在するものである。従つて賃貸人と轉借人との間には何等直接の權利義務の關係なきものである。所が借賃の支拂に付て一つ例外を設けた。即ち轉借人は賃貸人に對して直接に借賃支拂の義務を負ふべきものとしたのである。そして轉貸人と轉借人との間に於て賃料の前拂を爲したからとて之を以て賃貸人に對抗することを得ざることとした。此故に轉借りをする者は決して借賃の前拂を爲してはならぬ、若しもウカと前拂をするときは二重に借賃を支拂はねばならぬやうな羽目になるのである(民法六、一三條)。

賃貸借終了の事由

賃貸借は左の如き事由に因つて消滅すべきものである。
 第一 賃借物全部の滅失 滅失の原因の何たるを問はず此場合には賃貸借は終了するのである。

賃貸借は如何なる原因に於て消滅するや

第二 解約の申入

當事者が賃貸借の期間を定めなかつたときは各當事者は何時でも解約の申入を爲すことを得べきものであつて此場合に於ては解約申入の後土地に付ては一年建物に付ては三ヶ月貸席及び動産に付ては一日の法定期間を経過するに因つて始めて賃貸借は終了するものである。但し收穫季節ある土地の賃貸借に付ては其季節後次の耕作に着手する前に解約の申入を爲すことを要するものである(民法六、一七條)。斯くの如く猶豫期間を認められた理由は突然賃貸借を終了せしめては當事者の不利益となるからである。左に解約申入書の雛形を示さう。

賃貸借解約申入書

大正何年何月何日貴下ト締結致候何府縣何郡市町村大字小字番地何々(又ハ建物若クハ動産何々)ノ賃貸借契約ニ於テ其期間ヲ定メサリシ處、拙者ニ於テ都合有之候ニ付キ民法第六十七條ニ依リ茲ニ右賃貸借ノ解約ヲ申入候也

年 月 日

住所

貸借人(又ハ貸借人)何 某殿

貸借人(又ハ貸借人) 何

某

第三 存続期間の満了 存続期間に付て當事者間に特約のあるときは其期間の満了に因つて貸借は終了するものであるけれども此點に付ては左の如き例外がある。

(イ) 解約の權利を留保した場合 當事者が期間を定めたけれども其一方又は各自が其期間内に解約を爲す權利を留保したときは何時でも解約を爲すことを得べきものである、此場合には前記と同様な猶豫期間の経過に因つて貸借は終了するものである(民法六)。

(ロ) 貸借の更新あつた場合 貸借人が貸借期間満了の後貸借物の使用又は収益を繼續する場合に於て貸借人が之を知らず異議を述べなかつたときは前の貸借と同一の條件を以て更に貸借を爲したものと推定さるべきものである。而して其内容は前の貸借と同様であると推定したけれども期

間に付ては無期限で繼續するものと爲し前記解約申入の原則に従つて解約の申入を爲すことを得べきものである(民法六)。(一九條) 猶ほ期間の満了に因つて貸借が終了したときは當事者が供した擔保も亦同時に消滅するものであつて貸借が更新せられた場合にも新貸借に移るべきものではない。併しながら敷金は默示更新の場合に於て尙依然として擔保たる效力を存するものである。(二項條)。

第四 貸借解除の場合 貸借は解除に因つて終了すること明かである。そして其解除は單に將來に向つてのみ效力を生ずるものである(民法六)。(二〇條)。但し當事者の一方の過失の爲めに解除を爲すに至つたときは損害賠償の請求を爲すことを得べきものである。

第五 貸借人の破産 貸借人が破産の宣告を受けたときは貸借に期間の定めあるときでも貸借人又は破産管財人は解約申入の原則に則り解約の申入を爲すことを得べきものである。そして此場合に於ては解約に因る損害賠償を求むるこ

とを得ざるものである(民法六二一條)。

斯くて愈々賃借が終了したときは不動産の賃借であつて其登記をした場合には左の書式に依り抹消登記をしなければならぬものである。

賃借権消滅ニ付キ抹消登記申請

何府縣何郡市町村大字小字番地

一 宅地 何 坪

一 登記原因及ヒ其日附 大正何年何月何日賃借権存續期間満了ニ付キ賃借権消滅

一 登記ノ目的 大正何年何月何日申請登記第何號順位第何番賃借権設定登記ノ抹消

一 登録 税 金何拾錢

右登記相成度別紙何某ノ権利ニ關スル登記簿相添此段申請候也

年 月 日

住所

賃借人 何

某

住所

賃借人 何

某

何區裁判所(何出張所)御中

第八章 雇傭契約の事

雇傭とは何ぞ——雇傭契約の效力——雇傭契約終了の事由

雇傭とは何ぞ

雇傭とは之を通俗に云へば雇う雇はれると云ふこととて法律的に云へば當事者の一方が相手方に對し勞務に服することを約し相手方が之に對して報酬を與ふることを約束するに因つて成立する契約である(民法六二三條)。勞務に服する者を勞務者と云ひ、其相手方即ち雇主を使用者と云ふのである。茲に勞務と云ふのは勞働のことのみではない。即ち通俗に謂ふ所の勞働者のことのみでなく其勞務が精神的たると身體的たるとを問はないのであつて、つまり人を雇ひ入れ之に報酬を與ふる總ての契約を指すのである。

雇傭契約の效力

雇傭契約の效力は使用者の義務と勞務者の義務とに分けて説明しやう。

第一 使用者の義務 使用者の義務としては(イ)報酬を支拂ふ義務である。其支

雇主は如何なる義務を負ふ

報酬は何時請求し得るか

労働者は如何なる義務を負ふ

拂の時期に付て特約あつたときは其特約に従ふべきものであるが多くの慣習に依つて毎月末若くは半ヶ月毎に拂ふやうである。尤も極く一時的のものは労働者は契約した勞務を終つた後でなければ報酬を請求することを得ざるものである。併しながら期間を以て報酬を定めるときは其報酬は期間に割當てゝ定められたものと認むることが出来るから期間經過の後之を請求することを得べきものである(民法六二四條)。次に(ロ)使用者は労働者に對して勞務を提供すべきことを要求する債權を有するものであつて此債權は労働者の承諾がなければ第三者に譲渡することを得ざるものである(民法六二五條)。

第二 労働者の義務 労働者は使用者に對して勞務を提供即ち勞務に服する義務を負ふこと勿論である。而して雇傭は労働者の一身に着眼すること多いものであるから労働者は使用者の承諾なくして第三者をして自己に代つて勞務に服せしむることを得ざるものである。若しも之に反したときは使用者は契約の解除を爲すことを得べきものである(同條三三項)。

雇傭契約終了の事由 雇傭契約は左に掲げた事由に由つて終了すべきものである。

第一 解約の申入 期間を定めなかつたときは當事者は何時でも解約の申入を爲すことを得べく此場合には其申入後二週間を経て終了するものである。尤も期間を以て報酬を定めた場合には解約の申入は次期以後に對して爲すべく其解約申入は當期の前半に之を爲すことを要し若し六ヶ月以上の期間を以て報酬を定めた場合に於ては三ヶ月以前に爲さねばならぬものである(民法六二七條)。所が實際に於ては雇傭契約書なども作らず雙方共勝手なときに解約するのが多いやうである。

第二 期間の満了 期間の特約あるときは其期間の満了に因つて終了するけれども之に對しては左の例外がある。

(一) 雇傭の期間が五年を経過したとか又は當事者の一方若くは第三者の終身間繼續することを約束したときは三ヶ月前に豫告をして契約を解除すること

雇傭の終了事由

を得べきものである。但し商工業見習者の雇傭の場合には五年でなく十年後
てなければ解約権を生じないものである(民法六二六條)。

(ロ) 雇傭契約を更新した場合即ち期間満了後勞務者が引繼ぎ其勞務に服する
場合に於て使用者が之に對して異議を述べなかつたときは前雇傭と同一の條
件を以て雇傭を爲したものと推定されるものである。但し期間に付ては其定
めなきものとし當事者は何時でも解約の申入を爲すことを得べきものであ
る。そして前雇傭に付て供せられた擔保は期間の満了に因つて當然消滅する
けれども身元保證金は更新後の雇傭に付ても其效力を存續するものである
(民法六二九條)。

第三 止むことを得ざる事由のあつた場合 期間を定めたときでも已むことを得
ざる事由あるときは何時でも解約を爲すことを得べきものである。尤も其事由
が當事者一方の過失に因つて生じたときは相手方に對して損害を賠償する責に
任ずるものである(民法六二八條)。

第四 雇傭契約の解除 解除に因つて雇傭契約の終了すべきは當然のこととて其解
除は將來に向つてのみ效力を生ずるものである(民法六三〇條)。

第五 使用者が破産宣告を受けた場合 破産の宣告は使用者の信用を墜すもので
あるから解約の申入を爲すことを得るものとした。勞務者が破産しても雇傭契
約を履行するに差支がないから此場合は解約の申入を爲すことを得ざるは勿論
である(民法六一條)。

第九章 請負契約の事

請負契約とは何ぞ — 請負契約の效力 — 請負契約の終了

請負契約とは何ぞ

請負とは築港堤防の請負の如き家屋建築の請負の如き
皆其實例である。之を法律的に云へば當事者の一方が或仕事を完成することを約
し相手方が其仕事の結果、即ち完成した仕事に對して報酬を與ふることを約束す
るに因つて成立する契約である(民法六三二條)。仕事を完成することを約束する者を請負

請負とは
如何なる
ことぞ

人と云ひ之に報酬を與ふる者を注文者と云ふのである。請負に材料を要する場合が甚だ多く、そして請負人が材料を供給して仕事を爲す場合は其契約は頗る賣買に似て居る。それで此點に付ては議論のある所であるが要するに當事者の意思に依つて區別するより外に仕方がない。即ち當事者が仕事の完成に着眼したときは其契約は請負であつて仕事の結果たる目的物の所有權の移轉に重きを置いたときは賣買なりと解するのが正當と思ふ。左に請負契約書の雛形を示すから之を參照して契約書を作成するがよい。

請負契約書

請負契約書

住所職業	注文者	何	某
住所職業	請負人	何	某

右當事者間ニ於テ家屋建築工事請負ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス
 第一條 請負人何某ハ注文者何某ニ對シ何府縣何郡市町村番地ニ建築スヘキ注文者ノ何々ノ建築工事ヲ請負ヒ之カ仕事ヲ完成スルコトヲ約シ右注文者何某ハ其仕事ノ結果ニ

對シ之ニ報酬ヲ與フヘキコトヲ約セリ

第二條 此契約ニ於ケル建築工事ノ仕事ノ範圍ハ總テ此契約書ニ添附セル設計書ニ依ル
 第三條 建築ニ要スル材料即チ材木、石材、鐵材、煉瓦、セメント、瓦、地盤盛土、壁用土、土管、金具、繩、釘其他ハ總テ注文者ニ於テ之ヲ供給ス建築物ノ雨覆、足場、仕事小屋、建築柵等ノ材料ニ付テモ亦同シ但工事ノ仕事ノ行爲ニ使用スヘキ機械、器具等ハ請負人ニ於テ自ラ之ヲ設備ス
 第四條 前條ノ材料ハ請負人ノ請求ニ依リ其必要ノトキ注文者ニ於テ之ヲ請負人ニ交附スヘシ

第五條 工事ノ仕事ニ要スル一切ノ工夫及ヒ勞役人ハ總テ請負人ニ於テ適宜之ヲ備入レ其費用ハ一切請負人ノ負擔トス

第六條 請負人ハ大正何年何月何日其請負工事ノ仕事ニ着手シ大正何年何月何日マテニ設計書記載ノ通り之ヲ完成シ同日ニ於テ目的物ヲ注文者ニ引渡スヘシ

第七條 請負人ハ前條ノ仕事完成ノ期日マテニ仕事ノ爲メニ設備シタル仕事小屋其他不用トナリタル準備ヲ撤去スヘシ

第八條 請負人ハ工事ノ材料ニシテ不用ト爲リタル物又ハ剩餘ノ物アルトキハ第六條ノ仕事完成ノ期日ニ之ヲ注文者ニ引渡スヘシ

第九條 注文者カ請負工事ノ仕事ノ結果ニ對シ請負人ニ與フヘキ報酬ハ金何圓トス
 第十條 前條ノ報酬ハ請負工事ノ仕事完成シ目的物ヲ注文者ニ引渡シタル時ニ於テ注文者ヨリ之ヲ請負人ニ交附スヘシ

第十一條 請負人ニ於テ第六條ノ期日ニ仕事ヲ完成セス及ヒ目的物ノ引渡ヲ爲サ、ルト

キハ違約金トシテ一日ニ付キ金何圓ヲ注文者ニ支拂フヘシ
 前項ノ違約金ハ注文者ニ於テ請負人ニ支拂フヘキ報酬中ヨリ之ヲ引去ルコトヲ得
 第十二條 目的物ノ引渡前不可抗力ニ因リ建築工事ノ終ハリタル部分毀損又ハ滅失シタ
 ルトキハ注文者ハ其部分ノ材料ヲ損失シ請負人ハ其部分ノ報酬金額ヲ損失ス
 第十三條 注文者ハ建築ノ任事中設計ヲ變更シ又ハ建築ノ部分ヲ増減スルコトヲ得
 請負人ハ前項ノ場合ニ於テ仕事ノ時日ヲ増シ又ハ仕事ヲ増ストキハ相當ノ限度マテ第
 六條ノ仕事ノ完成期間ヲ伸張シ及ヒ報酬ノ増額ヲ請求スルコトヲ得
 第十四條 請負人ハ目的物ノ引渡後ニ於テモ仕事ヨリ生シタル瑕疵アルトキハ何年間其
 擔保ノ責ニ任ス
 第十五條 工事請負設計書及ヒ圖面ハ此契約書ニ添付ス

年 月 日
 右
 何 何
 某 某

請負契約の效力

しやう。

第一 注文者の義務 注文者は請負人に對して報酬を與ふるの義務を負ふもので

注文者は
如何なる
義務を負

請負人は
如何なる
義務を負

其報酬支拂の時期に付て特約あるときはそれに従ふべく特約ないときは仕事の
 目的物ある場合には目的物の引渡と同時に支拂ふべく仕事の目的物ないときは
 其仕事を完成した時に於て報酬を支拂はねばならぬものである(民法六三三條)。

第二 請負人の義務 請負人の義務はいろいろあるから左に各場合に分けて説明
 することとする。

(イ) 仕事完成の義務 請負人は請負ふた仕事を完成する義務あることは當然
 であるが自身仕事に従事しなくとも第三者をして仕事を爲さしめても差支な
 いのである。尤も請負人自身が仕事に従事しなければならぬと云ふ特約あれ
 ば其特約に従はねばならぬことは明かである。

(ロ) 擔保の義務 仕事が材料を要した場合には請負人は仕事の目的物を注文
 者に引渡すべき義務を負ふものであるから請負人が其引渡を爲すこと能はず
 又は引渡した目的物に瑕疵あつたときは請負人は其責に任ぜなければなら
 ぬ。仕事の目的物に瑕疵あつた場合には(一)注文者は請負人に對して相當の

期限を定めて其瑕疵の修補を請求することを得べきものである。併しながら瑕疵が重大でない場合であつて其修補が過分の費用を要するときは注文者は修補を請求することを得ざるものである。但し其瑕疵に因る損害賠償を請求し得べきものである(民法六三三條)。(2)又注文者は修補に代へ若くは修補と共に損害賠償を請求し得べきものである(同條二項)。(3)目的物に瑕疵あつて之が爲め契約を爲した目的を達すること能はざるときは注文者は契約の解除を爲すことを得べきものである。併しながら建物其他土地の工作物に付ては契約の解除を爲すことを得ざるものである(民法六三五條)。

叙上の如く請負人は目的物の瑕疵に付て擔保の責に任ずべきものであるが此點に付ては左の例外がある。

(1) 仕事の目的物の瑕疵が注文者から供した材料の性質又は注文者の與へた指圖から生じたときは請負人は瑕疵の責に任じないものである。但し請負人が其材料又は指圖の不適當であると云ふことを知つて居ながら之を告

げなかつたときは請負人は其責を免るゝことを得ざるものである(民法六三六條)。

(2) 當事者が瑕疵擔保の責任のないことを特約したときは請負人は瑕疵の責に任じないこと勿論である。但し此場合に於ても請負人が知つて告げなかつた事實に付ては其責を免るゝことを得ざるものである(民法六四〇條)。

此の瑕疵擔保の請求權の行使に付ては豫定期間の定めがある。即ち(1)瑕疵修補又は損害の賠償及び契約の解除は一年の豫定期間内に之を行使することを要するもので其期間は目的物の引渡を要するときは引渡の時から之を要せざるときは仕事終了の時から起算すべきものである(民法六三七條)。又(2)土地の工作物の請負人は其工作物又は地盤の瑕疵に付て引渡の後五年間擔保の責に任じ石造、土造、煉瓦造又は金屬性の工作物に付ては其期間は十年である。そして此瑕疵に因つて工作物が滅失毀損したときは注文者は其滅失又は毀損の時から一年内に瑕疵修補又は損害賠償の請求を爲すことを要するものである(民法六三八條)。此の豫定期間の五年若くは十年の期間は當事者の契約を以て之を伸長することを得べき

請負契約
は如何なる
事由に
よつて
了する
や

ものである。但し普通の時効期間内に於て之を爲すべきものである(民法六三九條)。
請負契約の終了 請負は左の事由に依つて終了すべきものである。

第一 契約の解除 請負人が仕事を完成せざる間は注文者は何時でも損害を賠償して契約を解除し得べきものである(民法六一條)。

第二 注文者の破産 注文者が破産の宣告を受けたときは請負人又は破産管財人は契約の解除を爲すことを得べきものである。此場合に於ては請負人は既に爲した仕事の報酬及び報酬中に包含しない費用に付て破産財團に加入することを得べきものである。但し解約に因る損害賠償は各當事者共之を請求することを得ざるものである(民法六四二條)。

第十章 委任の事

委任とは何ぞ——委任の効力——委任終了の事由——
委任事務處理中の終了——準委任の事

委任とは何ぞ 委任とは當事者の一方が法律行爲を爲すことを相手方に委託

委任とは
如何なる
ことぞ

し相手方が之を承諾することに因つて成立する契約である(民法六四三條)。法律行爲を爲すことを委任する者を委任者と云ひ之を承諾する者を受任者と云ふのである。例へば甲が乙に對して丙と物品賣買の契約を爲すことを委託するが如きものである。そして委任契約には必ずしも報酬を伴ふものではない。報酬が有つても無くても委任たる性質には變りはないのである。猶ほ委任狀作成の場合は左の如く認むるがよい。

委任狀

委任狀

自分儀何府縣何郡市町村番地職業何某ヲ以テ代理人トシ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ委任ス 一 何府縣何郡市町村番地何某ニ對シ何々ノ行爲ヲ爲スコト 一 右代理人何某ノ都合ニ依リ復代理人ヲ選任スルコトヲ得 右委任狀依テ如件 年 月 日 住所職業 何 某印
--

委任の効力 委任の効力は受任者の義務及び委任者の義務に分けて説明する

ことしやう。

第一 受任者の義務 受任者は受任の本旨に従ひ善良なる管理者の注意を以て委任事務を處理する義務を負ふものである(民法六四四條)。其結果受任者は特別の意思表示なき限りは他人をして事務を處理せしむることを得ざるものである。但し復代理に關する規定を適用し得べきものである(民法一〇四條)。又受任者は委任者の請求あるときは何時でも委任事務處理の狀況を報告し又委任終了後は遲滞なく其顛末を報告しなければならぬ(民法六四五條)。委任事務處理の狀況報告書は左の如き趣旨によらう。

受任事務處理ノ狀況報告書

大正何年何月何日ノ委任契約ニ因リ御委任相成候委任事務處理ノ狀況左ノ如クニ有之候
一 何府縣何郡市町村大字番地山林何々ノ手入問伐ハ適當ナル時期ト認メ人夫何人ヲ備入レ大正何年何月何日着手目下其施行中ニシテ何月何日頃ニ終了スヘシト思考ス
二 同上山林ノ樹木ハ未タ伐採期ニ至ラス來ル何年ニ於テ伐採スルヲ適當ト認ム
三 何府縣何郡市町村番地族稱職業何某ニ對スル小作料ノ取立ニ付テハ右永小作人何

受任事務處理ノ顛末報告書

大正何年何月何日ノ委任契約ニ因リ御委託相成候家屋賣却委任事務終了候ニ付其處理ノ顛末左ニ御報告致候

契約書式大全

第三編 債權上の契約(各論) 第十章 委任の事

次に委任事務終了後に爲す顛末報告書は左の如き趣旨で認めなければならぬ。

委任者 何 某殿

住所職業

受任者 何

某殿

某ヨリ小作料減額ノ請求アリタルモ是レ固ヨリ不當ナルニ付キ直ニ之ヲ拒絶シ目下猶ホ取立ノ交渉中ナリ
四 何府縣何郡市町村番地族稱職業何某ニ對スル貸金ニ付テハ同人ヨリ一ヶ月間ノ辨濟延期ノ請求アリ、依テ委任ノ範圍内ニ於テ一ヶ月ノ猶豫ヲ與ヘタリ
五 何府縣何郡市町村大字番地所在家屋ノ賣却ニ付テハ勉メテ買受人ヲ求メタル結果大正何年何月何日何府縣何郡市町村番地族稱職業何某ニ代金何圓ヲ以テ賣渡スコトニ略ホ談合セリ、依テ確定ノ上ハ何々公證人役場ニ於テ賣買公正證書ヲ作成セシメ直ニ登記ヲ受ケ同時ニ代金ヲ受領センコトヲ期セリ
右受任事務處理ノ狀況及御報告候也
年 月 日

- 一 大正何年何月何日家屋賣却ノ旨何々新聞ニ廣告シテ其買人ヲ求メタリ
 - 二 右廣告ニ因リ大正何年何月何日ヨリ何月何日マテニ何某及ヒ何某ニ於テ家屋ノ實見ヲ求メ來レルニ因リ何月何日之ヲ同道シテ一覽セシメタル處、何某ハ構造及ヒ間取カ希望ノ家屋ニ適セサル趣ヲ以テ買受ヲ謝絶シ、何某ニ於テハ代金何圓ニ非レハ買受ケ難キ趣ヲ以テ買入ヲ謝絶セリ
 - 三 依テ更ニ大正何年何月何日何新聞ニ第二回ノ廣告ヲ爲シタル處何府縣何郡市町村番地族稱職業何某ニ於テ買入希望ノ趣ニ付キ何月何日之ヲ同道シテ家屋ヲ實見セシメ其結果何月何日ニ於テ金何圓ヲ以テ賣買スルコトニ相談整ヒ、即チ何月何日ニ於テ何々公證人役場ニ於テ別紙賣買ノ公正證書ヲ作成セシメ、大正何年何月何日何區裁判所ニ於テ其賣買登記ヲ受ケ同日金何圓ヲ受領シ何月何日右何某ノ立會ヲ以テ家屋ノ引渡ヲ完了シ茲ニ委任事務ノ完了ヲ告グルニ至レリ
 - 四 前項賣買ニ關スル公正證書謄本及ヒ賣買代金ハ何時ニテモ御引渡致スヘシ
- 右委任事務處理ノ顛末民法第六百四十五條ニ依リ及報告候也

年 月 日

住所職業 受任者 何 某

委任者 何 某殿

委任者は委任事務の處理に當つて受取つた所の金銭其他の物及び收取した果實を委任者に引渡すべく又受任者が委任者の爲めに自分の名を以て取得した權利は之を委任者に移轉しなければならぬ(民法六四六條)。但し受任者が委任者の名を以て事務を處理したときは其行爲は直接に本人の爲め效力を生ずるものであるから權利移轉の問題は生じないのである。受任者が委任者に引渡すべき金銭又は其利益の爲めに用ふべき金銭を自分の爲めに消費したときは其消費した日以後の利息を支拂ふことを要し猶ほ損害あつたときは其賠償の責に任ずべきものである。(民法六四七條)。

第二 委任者の義務 委任者は特約ある場合に限り報酬支拂の義務を負擔するもので其報酬は必ずしも金銭に限らるべきものではなく、何んでもよい。そして受任者が報酬を請求することを得べき時期は委任履行の後でなければならぬ。若し期間を以て報酬を定めたときは期間經過後に於て請求することを得べく事務の處理を完了したと否とは問はないのである。若しも委任が受任者の責に歸

委任者の義務如何

すべからざる事由に因つて其履行の中途に於て終了したときは受任者は既に爲した履行の割合に應じて報酬を請求するを得べきものである(民法六四八條)。又委任事務の處理に付て費用を要するときは委任者は受任者の請求に因つて其前拂を爲すことを要するものである(民法六四九條)。若しも受任者が委任事務を處理するに必要と認むべき費用を出したときは委任者に對して其費用及び支出の日以後に於ける其利息の償還を請求するを得べきものである。又受任者が委任事務の處理に必要と認むべき債務を負擔したときは委任者をして自分に代つて其辨濟を爲さしむることを得るもので其債務の辨濟期が來ないときは相當の擔保を供せしむることを得べきものである(民法六五〇條)。次に受任者が委任事務を處理するに當つて自分に過失なくして損害を受けたときは委任者に對して賠償を請求し得べきものである(同條三項)。

委任終了の事由

委任は左の事由に因つて終了するものである。

第一 委任の解除

委任は各當事者に於て何時でも解除するを得べきもので

委任終了
何の事由如

あるが併しながら之が爲めに相手方に損害を加ふることを許すべきではない。

故に相手方の不利益な時期に於て委任を解除したときは之に因つて生じた損害を賠償することを要するものである。但し止むことを得ざる事由に因つて解除したときは賠償の責任なきものである(民法六一條)。そして委任解除の効力は既往に遡らず將來に向つてのみ其效力を生ずるものである(民法六一條)。

第二 死亡又は破産 委任者又は受任者が死亡したる場合に委任の終了することは勿論委任は人の信用を主とするものであるから破産した場合にも委任は終了するものである。

第三 受任者の禁治産 禁治産者と爲つては何人も信用を置かないのみならず精神病者の如きものが他人の法律行爲の委託を受けると云ふのは不道理なからである。

委任事務處理中の終了 委任が終了したときは受任者は最早や委任事務を處理するの權限なく又義務もないのである。併しながら委任事務處理の中途に

於て委任を終了するときは當事者は之が爲めに損害を蒙ることがないとも限らぬ。此の故に民法に於ては左の規定を設けた。

第一 應急處分を爲す義務 委任終了の場合に於て急迫の事情あるときは受任者、其相續人又は法定代理人は委任者、其相續人又は法定代理人が委任事務を處理するとを得るに至る迄必要の處分を爲すことを要するものである(民法六)。

第二 通知の義務 委任終了の事由が委任者に出でたると受任者に出でたるとを問はず、之を相手方に通知し又は相手方が之を知つて居たときでなければ之を以て其相手方に對抗することを得ざるものである(民法六)。此場合の通知書は左の如き趣旨で認めたがよい。

委任事務
終了通知
書

委任事務終了通知書

拙者被相續人何某(實下ト大正何年何月何日何々委任契約締結有之候趣ニ承知致居候處、右何某ハ大正何年何月何日死亡致候、右ハ委任終了ノ事由ナルニ因リ民法第六百五十五條ニ依リ此段及御通知候也

年 月 日

委任者 何某殿

住所
受任者何某相續人 何某殿

準委任と
は何ぞ

準委任の事 我民法に於ては委任の目的は法律行為に限つたことは前に述べた所である。然るに法律行為に非ざる事務を委託することは實際上甚だ多いのであつて其法律關係は頗る委任に類似して居るから委任の規定を此場合に準用するのが便宜である(民法六)。(五六條)。此法律行為に非ざる事務の委託を委任に對して準委任と云ふのである。

第十一章 寄託の事

寄託とは何ぞ——寄託の效力——消費寄託の事

寄託とは何ぞ 寄託と云ふのは當事者の一方が其受取つた或物を相手方の爲めに保管することを約束するに因つて成立する契約である(民法六)。(五七條)。保管を約束する者を受寄者と云ひ其相手方を寄託者と云ふのである。寄託は此くの如く物の保

寄託契約
とは如何
なること
ぞ

契約書式大全

第三編 債權上の契約(各論) 第十一章 寄託の事

四〇七

管其ものを契約の目的とするものであるから物の保管がなければ寄託とはならぬ。そして保管者たる受寄者は報酬を得ても得なくともそんなことは寄託契約の成立には関係がないのである。尤も商法上の寄託たる彼の倉庫業者は報酬を得るのであるが此處に謂ふ所の寄託は民事上の寄託であるから彼れと是れとを混同してはならぬ。寄託契約書は大體左の如き趣旨で認むるがよい。

寄託契約書

寄託契約書

右當事者間ニ於テ左ノ寄託契約ヲ締結ス

第一條 右寄託者何某ハ受寄者何某ニ對シ左ニ掲グル物ヲ寄託シ受寄者何某ハ之カ保管ヲ爲スコトヲ約シ之ヲ受取リタリ

別紙目錄書ノ通り

一 家具何々

一 獵犬何々

一 何々

一 何々

住所職業	寄託者	何	某
住所職業	受寄者	何	某

第二條 右寄託物返還ノ時期ハ大正何年何月何日トス

第三條 此寄託ハ無報酬トス 但獵犬ニ付テハ寄託者ハ飼養料トシテ一ヶ月金何圓ノ割ヲ以テ毎年十二月何日其年分ヲ受寄者ニ支拂フヘシ

第四條 右ノ外總テ民法ノ規定ニ依ル

右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各其一本ヲ保存ス

年 月 日

右 何 何 某 某

寄託の效力

寄託の效力は受寄者の義務と寄託者の義務に分けて説明する。

第一 受寄者の義務 受寄者の義務にもいろ／＼ある。即ち左の如きものである。

(イ) 保管の義務 受寄者は寄託契約に因つて受寄物を保管する義務を負ふものである。茲に保管と云ふのは物の所持看守のことである。そして受寄者は寄託者の承諾がなければ受寄物を使用することを得ざるは勿論、第三者をして受寄物を保管せしむることも出来ないものである(民法六五八條)。尤も寄託者の承諾を得れば第三者に保管を爲さしむることを得べきもので此場合には受寄者

受寄者の義務如何 如何なる程度を以て注意を保管せざるべからざる

は寄託者に對し其第三者の選任監督に關する責に任ずるものであるから其選任監督に付て充分の注意を拂つたことを證明しなければ寄託物の滅失毀損等に付て責任を免るゝことを得ざるものである。又其第三者は寄託者及び其他の者に對して受寄者と同一の權利義務を有するものである(同條)。

次に受寄者の保管に用ゆべき注意の程度如何と云ふに報酬を得ると得ざると違ふものであつて報酬の有る場合には善良なる管理者の注意即ち普通人の用ゆる注意よりもより以上の綿密なる注意を以て物を保管しなければならぬものであるが之に反して無報酬で寄託を受けた者は受寄物の保管に付ては自己の財産に對すると同一の注意を爲せば足るものである(民法四〇〇條、六五九條)。又保管を爲すべき方法及び場所に付ては當事者に特約あるときはそれに従ふべきは無論であるが特約のないときは受寄物の性質に適した方法を以て爲すべく場所に付ても亦同様である。

(□) 通知の義務 寄託物に付て權利を主張する第三者があつて受寄者に對し

て訴を起したとか又は差押を爲したときは受寄者は早速其事實を寄託者に通知しなければならぬものである。

(ハ) 引渡及び權利移轉並に利息の支拂及び賠償の義務 受寄者は物の保管を爲すに當つて金銭を受取つたときは之を寄託者に引渡し寄託者の爲めに自己の名に於て取得した權利は之を寄託者に移轉する義務を負ふものである。又寄託者に引渡すべき金銭等を費消したときは費消以後の利息を支拂ひ猶ほ損害を賠償する義務あるものである(民法六六五條、六六六條、六四七條)。

(ニ) 受寄物返還の義務 寄託は物の保管を目的とするものであるから其當然の結果として受寄者は受寄物返還の義務を負ふものである。其返還の時期に付ては當事者間に特約あつた場合と雖も寄託者は何時でも其返還を請求することを得べきものであつて(民法六六二條)。受寄者は返還の時期に付て特約のないときは何時でも受寄物の返還を爲すことを得べきものである。之に反して返還時期の定めあるときは其時期の到來するまで保管の義務を有するものであ

る。但し己むことを得ざる事由あるときは期限前に返還を爲すことを得べきものである(民法六六三條)。又返還の場所に於て特約あるときは其特約に従ふべく特約なきときは保管を爲すべき場所に於て之を爲すことを要するものである。併しながら受寄者が正當の事由に因つて受寄物を他の場所に轉置したときは其現在の場所に於て返還すればよいのである(民法六六四條)。

第二 寄託者の義務 寄託者の義務は左の三つに區別することが出来る。

(イ) 報酬支拂の義務 報酬支拂の特約ある場合に於ける義務であつて、其報酬を受くべき場合に於ても受寄物返還の後に之を請求すべく期間を以て報酬を定めたとときは其期間經過後請求を爲すべきものである。又寄託關係が受寄者の責に歸すべからざる事由に因り半途で終了したときは履行の割合に應じて報酬を請求することを得べきものである(民法六六五條、六六八條)。

(ロ) 費用の前拂及び償還の義務 受寄物の保管に於て費用を要するときは寄託者は受寄者の請求に因つて前拂を爲すべく、受寄者が保管に於て必要と認

寄託者は如何なる義務を負ふ

むべき費用を出したときは其費用及び其支出後の利息を償還することを要するものである(民法六六五、第六六六條、四九條、六五〇條)。

(ハ) 損害賠償の義務 寄託者は寄託物の性質又は瑕疵の爲めに受寄者に生じた損害を受寄者に對して賠償することを要するものである。但し寄託者が過失なくして其性質若くは瑕疵を知らなかつたとき又は受寄者が之を知つて寄託を受けたときは寄託者は其責に任ずべきものではない(民法六六一條)。

消費寄託の事

寄託には受寄者が契約に依つて寄託物を消費することを得る場合がある。之を消費寄託と云ふのである。所謂預金の如きものは受寄者が之を他に融通するのであつて其好適例である。此の消費寄託にあつては受寄者は受寄物と種類品質數量の同じ物を以て寄託者に返還する義務を負ふものであつて消費貸借と大分似て居る。唯だ消費貸借は借主の利益を主眼とする差異あるのみである。だから民法に於ては消費寄託の場合には消費貸借に關する規定を準用すべきものとした。そして契約に於て返還の時期を定めなかつたときは寄託者は何時で

消費寄託とは如何なることぞ

も返還の請求を爲すことを得べきものとした(民法六六六條)。

第十二章 組合の事

組合とは何ぞ——組合契約の效力——組合の終了

組合とは何ぞ 組合と云ふのは二人以上の者が出資を爲して共同の事業を營むことを約するに因つて成立する契約である(民法六六七條)。組合の各當事者を組合員と云ふのである。斯くの如く組合は二人以上の組合員を必要とするけれども法律上組合としての獨立の人格を有するものではない。即ち組合は法人ではなく、各組合員に於て權利を有し義務を負ふものである。左に組合契約の書式を示さう。

組合契約書

組合契約書

住所職業	組合員	甲	某
住所職業	組合員	乙	某

右當事者間ニ於テ左ノ組合契約ヲ締結ス

住所職業

組合員

丙

某

第一章 總則

第一條 右當事者ハ此規定ニ依リ出資ヲ爲シテ共同事業ヲ營ムコトヲ契約ス

第二條 本組合ハ生繭ヲ買入レ生絲ヲ製造シ販賣スルコトヲ目的トス

第三條 本組合ノ名稱ヲ何々組合ト稱ス

第四條 本組合ノ事務所ヲ何府縣何郡市町村番地ニ置ク

第二章 出資ノ方法

第五條 組合員ノ出資額ハ左ノ如シ

- 一 金何圓 甲 某
- 一 金何圓 乙 某
- 一 金何圓 丙 某

但シ丙某ノ出資ハ組合ノ業務ヲ執行スル勞務ヲ以テ其目的トシ之ヲ金額ニ見積リ右ノ出資額トス

第三章 業務ノ執行

第六條 本組合業務ノ執行ハ總テ丙某ニ於テ擔任ス但之ニ對スル報酬ヲ給セス

第七條 各組合員ハ何時ニテモ組合ノ業務ノ執行又ハ組合財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第四章 計算

契約書式大全

第三編 債權上の契約(各論) 第十二章 組合の事

第八條 業務執行者丙某ハ毎年六月及十二月ニ於テ計算ヲ爲シ左ニ掲ケル書類ヲ組合員ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

一 財産目録

二 貸借対照表

三 損益分配表

第九條 業務執行者丙某ハ前條ノ時期外ト雖モ組合財産ニ關シ重要ナル事故アルトキハ之ヲ各組合員ニ報告スルコトヲ要ス

第五章 損益分配

第十條 各組合員ノ損益分配ノ割合ハ第五條ニ掲ケタル出資額ニ依ル

第六章 解散

第十一條 本組合ノ存続期間ハ此契約ノ日ヨリ何年間トス 但期間内ト雖モ總組合員ノ一致ヲ以テ解散スルコトヲ得

第十二條 組合解散シタルトキハ何某ヲ以テ清算人トス(又ハ清算ハ總組合員共同ニテ之ヲ爲スモノトス)

右契約ヲ證スルタメ此證書ヲ作り各署名捺印シ各一本ヲ保存ス

年 月 日

右

甲 乙 丙

某 某 某

出資の義務

組合契約の效力

組合契約の效力に付ては左に區別して説明しやう。

第一 出資 組合員は共同の事業を營む爲めに出資を爲さねばならぬ。出資とは資本を醸出することて其出資の種類は各種の財産は勿論、勞務も亦出資の目的たることを得るものである(民法六六七條)。

組合員は他の組合員に對して出資を爲すことを請求する權利を有し又出資を爲すの義務を負ふるものである。但し組合員間の契約を以て或特定の組合員に組合の爲め出資を請求し之を受取る權利を附與することを妨げざるものである。出資を爲すべき時期方法は契約に依つて定まるものであつて其出資が金額を以てする場合に於て組合員が其出資を怠つたときは利息を支拂ふ外尙ほ實損額を賠償することを要するものである(民法六六九條)。

第二 業務の執行 組合の業務は何人が如何なる方法で之を爲すべきか等のことに付て左に分説しやう。

(イ) 組合業務を執行し得べき者 組合の業務を執行し得べき者は組合員に限

組合の業務執行義務

るものであらうかと云ふに民法に於ては之れは甚だ不便であると云ふので組合員は勿論第三者と雖も業務執行者たることを得るものとした。

(ロ) 業務執行の方法 業務の執行方法に付て組合契約上何等定めなきときは業務の執行は組合員の過半数を以て之を決すべきものであつて若しも契約を以て業務の執行を委任した者が数人あるときは其過半数を以て之を決すべきものである(民法六七〇條)。併しながら組合の常務に付ては各組合員又は各業務擔當者は之を獨斷を以て専行し得べきものである(三項)(同條)。茲に常務と云ふのは重大なことでなく日常の事務を指すのである。尤も其結了前に他の組合員とか又は業務執行者が異議を述べたときは之を専行し得ざるものである。

(ハ) 業務執行者の権利義務 組合員以外の者が業務の執行を委任せられた場合及び組合員が組合契約以外の別種の契約を以て其委任を受けた場合には組合員と業務執行者との権利義務に付ては委任の規定を適用して之を決すべきものである。之に反して組合契約に業務執行者の定めなき爲め組合員の過半数

数を以て業務を執行すべき場合に於ては組合員と業務執行者との間に何等契約上の法律關係なく又組合契約を以て組合員の一人又は数人を業務執行者と定めたときは其組合員は業務の執行に付て組合契約上の権利義務を有するから他の組合員との間に純然たる委任關係を生ずるものではない。併しながら此等の場合に付て民法は委任の規定に準據すべきものとした(民法六七一條)。

(ニ) 業務執行者の解任 前述の如く業務執行者と組合との關係に付て委任關係を生ずる場合と否らざる場合とあつて、委任關係を生ずる場合に於ては業務執行者の解任は委任の規定に従ふものである(民法六五一條)。之に反して組合契約を以て一人又は数人の組合員を業務執行者と定めた場合は委任の規定を準用するものであるが解任の點に付ては委任の原則に準ずることを得ざるものである。何となれば此場合には業務執行者は組合員として其執行に付き權利を有し義務を負ふべきものなからである。されば此場合には業務執行者たる組合員は正當の事由がなければ解任を爲すことを得ず又解任せ

らるゝことなきものであつて其解任の場合には他の組合員の一致あることを要するものである(民法六七二條)。

(ホ) 業務及び財産の状況の検査 各組合員は組合の業務を執行する権利を有しないときでも其業務及び組合財産の状況を検査することを得べきものである(民法六七三條)。

第三 損益の分配 組合員は特約を以て損益分配の割合を定むることを得べきもので其分配の方法は平等の割合でもよければ出資額に應じた割合でもよい。何れにしても契約を以て定むることを得べきものである。然しながら或組合員は全く利益を獲得し他の組合員に損失のみを負担せしむるやうな契約を爲すことを得ざるものである。若し又當事者が損益分配の割合を定めなかつたときは其割合は各組合員の出資の價額に應じて之を定むべきものであつて當事者が利益又は損失に付てのみ分配の割合を定めたときは其割合は利益又は損失に共通のものとして推定されるものである(民法六七四條)。例へば甲が二、乙が三、丙が四、丁が

組合員の利益は
組合員は
損益を
得ず

組合と他
人の關係
如何

一の割合を以て利益の分配を爲すべき契約を爲したときは損失の場合にも此割合に依つて損失を分擔しなければならぬものである。

第四 組合と第三者との關係 此の關係に付ては更に之を細別して説明しやう。

(イ) 組合と組合債権者との關係 各組合員間に於ては別段の契約なきときは損益分配の割合は出資額の割合に依るものであるから組合債権者に對する組合員の義務に付ても亦損益分配の割合に依つて分擔すべきものである。併しながら組合の債権者が債権發生の當時損失分配の割合を知らなかつたときは各組合員に對し均一部分に付て其権利を行ふことを得べきものである(民法六七五條)。

(ロ) 組合と組合債務者との關係 第三者が組合に對する債務と組合員に對して有する債權とを相殺することを得るものとすれば組合の共同事業を害するに至るべきであるから組合債務者は其債務と組合員に對する債權とを相殺することを得ざるものである(民法六七七條)。

第五 組合財産 組合は法人でないから組合が財産權を有するものではない。即

ち組合の財産は總組合員の共有に屬するものである(民法六八條)。尤も共有と云つた所て必ずしも平等の割合を以て共有して居るのではない。組合員は組合財産に付て持分を有するもので其持分の割合は出資の價額に依つてきまるべきものである。然らば組合員は其持分を勝手に處分し得るやと云ふに之を許すときは組合員以外の者が組合財産に付て持分を有することとなり甚だ不都合な結果を生ずるから組合員の持分の處分は之を以て組合及び組合と取引を爲した第三者に對抗するを得ざるものである。又組合員は組合が終了したときは其清算前に組合財産の分割を求むることを得べきものである(民法七六條)。

組合の終了

組合の終了すべき事由には種々ある。左に之を分説しやう。

第一 組合員の脱退 脱退と云ふのは組合員が組合關係から離脱することであつて正確に言へば組合員と他の組合員との組合關係の解消のことである。

(イ) 脱退の原因 任意脱退は即ち意思表示に因り脱退すべき組合員が他の組合員全體に對し脱退の意思表示を爲すことに因つて其の效力を生ずるもので

組合は如何なる原因によつて終了するや

あつて脱退を爲すことを得べき時期は、組合契約を以て組合の存續期間を定めなかつたとき又は或組合員の終身間組合の存續すべきことを定めたときは各組合員は何時でも脱退を爲すことを得るものである。但し己むことを得ざる事由ある場合を除く外は組合の爲め不利益な時期に於て脱退を爲すことを得ざるものである。又存續期間の定めあるときは其期間内は脱退を爲すことを得ざるものであるが己むことを得ざる事由あるときは脱退を爲すことを得るものである(民法七八條)。次に組合員が死亡したときも脱退の事由となるべく相續人は特約ある場合の外其地位を承繼することを得ざるものであつて、組合員が破産したとき及び禁治産者となつたときも矢張り脱退するのである。猶ほ組合員は除名に因つて組合を脱退すべきものであるが除名は其者の名譽、利益に重大な關係があるから妄りに除名を爲すことを得ざるものである(民法六八條)。從て正當の事由あることを要するは勿論、他の組合員の一致あることを要すべく、且つ被除名者に除名の通知を爲さねばならぬものである。

(□) 脱退の効果。脱退者は脱退に因つて全然組合關係を離脱するものであるから脱退者その他の組合員との間に清算を爲す必要が生ずるのである。そこで脱退した組合員と他の組合員との間の計算は如何にして之を爲すやと云ふに脱退の當時に於ける組合財産の状況に従ふて之を爲すべき者である(民法六八一條)。又脱退した組合員の特分は其出資の種類如何を問はず、金錢を以て之を拂戻すことを要するものである(同條二項)。若し又脱退の當時に於て未だ結了しない事項あるときは其結了後に計算を爲すことを得べきものである(同條三項)。即ち斯様な場合には脱退の當時に於て未だ損益を計算するに由ないからである。

第二 組合の解散。組合の解散も亦組合の終了原因たることは明かである。然らば其解散原因如何と云ふに、組合の目的たる事業が成功したとき例へば築堤の爲めの組合を設けた所が其堤防工事が竣成したとき又は其成功の不能例へば築堤が水の加減其他の原因で如何にしても成功せざりしとき(民法六八二條)。及び已むことを得ざる事由あるとき、即ち組合を解散せざるべからざる重要な事由例へば

組合員全部が疾病に罹り其事業に従事し得ざるが如き事由の發生した場合に於て組合員の一人が他の組合員に對して解散の請求を爲した場合には解散すべきものである(民法三六八條)。

斯くの如く組合が解散したるときは如何なる効果を生ずるやと云ふに解散は畢竟組合契約の解除に外ならないから解散の効果は解除の一般原則に従ふべきものであるが唯だ將來に向つてのみ其效力を生ずるもので決して既往に遡らざるものである(民法六八四條、六二〇條)。

組合が解散すれば清算手續を爲さねばならぬことは勿論である。然らば如何にして清算すべきやと云ふに其方法に付て特約あるときは特約に従ひ特約のない場合には清算は總組合員共同て又は其選任した清算人に於て之を爲すべく清算人の選任は總組合員の過半数を以て之を決すべき者である(民法六八五條)。そして清算人が數人あるときは組合の業務執行に關する規定に準じて過半数を以て決すべきものである(民法六八六條、六七〇條)。組合契約を以て組合員中から清算人を選任したときは

其辭任解任は組合契約を以て業務執行者たる組合員を定めた場合の辭任解任に關する規定に準ずべきものであつて(民法六八七條)清算人の權限は(一)現務の結了(二)債權の取立及び債務の辨濟(三)殘餘財産の引渡及び此等の職務を行ふ爲め必要な一切の行爲を爲すのである(民法六八八條、六八九條)。そして殘餘財産は各組合員の出資の價額に應じて之を分割すべきものである(民法六八八條)。

第十三章 終身定期金の事

終身定期金とは何ぞ——終身定期金契約の效力——終身定期金契約の終了——終身定期金の遺贈

終身定期金契約とは何ぞ

終身定期金とは何ぞ 定期金契約と云ふのは當事者の一方が相手方若しくは第三者に定期即ち時期を定めて金銭其他の物を給附することを約する契約である。定期に給付すべき金銭其他の物を定期金と云ふのであつて、給付を受ける者を定期金債權者と云ひ給付を爲す者を定期金債務者と云ふのである。然らば終身定期金契約とは如何なるものであるかと云ふに當事者の一方が自己、相手方又は

終身定期金契約書

第三者の死亡する迄定期に金銭其他の物を相手方又は第三者に給付することを約するに因つて成立する契約である(民法六八九條)。斯くの如く終身定期金を受くる者は自己のみに限らず第三者に給付せしむることを約束し得べきもので例へば甲と乙との約束で甲が丙の死亡する迄毎月若しくは毎年金何程を丙に給付すべしと契約するが如きものである。左に契約書の雛形を示さう。

終身定期金契約書

拙者儀貴下ノ何々行爲(恩義、功勞其他)ニ酬ユル爲メ大正何年何月何日ヨリ貴下ノ終身間(又ハ死亡ニ至ルマテトスルモ同シ)毎年十二月三十一日ニ金何圓(又ハ米何俵若クハ何々)ヲ貴下ニ給付致候、依テ茲ニ終身定期金契約書差入置候也

年 月 日

住所族稱職業

定期金債權者 何 某殿

定期金債務者 何 某〇

終身定期金契約の效力 左に各場合を區別して説明しやう。

第一 終身定期金の額及び給付の時期 此點は一に契約に依つて定むる外に途がなす。

第二 終身定期金の計算方法 定期金債務者が假令元本を受取つたときでも定期金は元本の果實ではない。故に法定果實に關する計算方法を用ゆることが出來ぬ。併しながら性質は頗る法定果實に類するからして終身定期金も亦日割を以て計算すべきものとした(民法六九〇條)。

第三 終身定期金債務の不履行 定期金債務者が定期金の給付を怠り又は其他の義務を履行しないときは定期金債權者は解除に關する一般の規定に従ひ契約の解除を爲すことを得べきものである。以上の場合に於て定期金債務者が定期金の元本を受けたときは相手方は其元本の返還を請求することを得るものである。但し既に受取つた定期金の中から其元本の利息を控除した殘額は之を債務者に返還しなければならぬものである(民法六九一條)。且つ債權者は不履行に因つて生じた損害の賠償も亦求むることを得べきものである(同條三項)。債務不履行から生じ

た當事者の權利義務に付ては同時履行の原則を準用せらるべきものである(民法六九二條)。

終身定期金契約の終了 終身定期金契約の唯一の終了原因は債權者、債務者又は第三者の死亡である。所が死亡が債務者の責に歸すべき事由に因つて生じたときはどうするかと云ふに斯る場合には裁判所は債權者又は其相續人の請求に因つて相當の期間債權の存續すべきことを宣告し得べきものである。尙ほ債權者は契約の解除を爲すことを妨げざるものである(民法六九三條)。

終身定期金の遺贈 終身定期金は又遺贈を以て之を設定し得べきものである。此場合は契約を以て之を設定した場合と發生原因を異にするけれども叙上の規定を準用すべきものである(民法六九四條)。

第十四章 和解の事

和解とは何ぞ——和解の效力

和解とは何ぞ 和解とは当事者が互に譲歩して其間に存する争を止むることを約するに因つて成立する契約である(民法六九五條)。従て和解には必ず争の伴ふもの例へば甲は債権額千圓なりと主張し乙は債務額五百圓に過ぎずと主張し其間に争を生じた際に互に譲歩して八百圓を乙から甲に辨済するとを約束したときは即ち和解である。和解には裁判所に於てする裁判上の争と裁判外の争との二つあるものである。和解契約書は左の如きものである。

和解契約書

住所職業	當事者	甲	某
住所職業	當事者	乙	某

右當事者間ニ於テ何裁判所ニ繫屬セル同裁判所大正何年(何)第何號土地所有權確認ノ訴訟事件和解ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス

一、右乙某ハ右甲某ノ名義ヲ以テ何區裁判所土地登記簿ニ登記セル何府縣何郡市町村番地宅地何坪ハ右甲某ニ所有權アルコトヲ確認シ右土地ニ付テハ以後一切自己ニ所

有權アリトノ主張ヲ爲サ、ルコトヲ約セリ

二、右乙某ハ大正何年何月何日何區裁判所ニ提起シタル同裁判所大正何年(何)第何號土地所有權確認ノ訴ハ直ニ之カ取下ヲ爲スヘキコトヲ約セリ

三、右甲某ハ前二項ノ争ヲ止メシムル爲メ金何圓ヲ前項訴訟取下ノ日ニ於テ右乙某ニ交附スヘキコトヲ約セリ

右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印シ各一本ヲ保存ス

年 月 日

右
甲 某
乙 某

和解の效力 和解契約が成立したときは其内容に従ひ將來に向つて當事者の權利關係を確定するものであるから當事者は裁判上たると裁判外たるとを問はず最早や従前の權利關係を主張することを得ざるもので和解に因つて取得した權利は以前から之を有したものと同一の效力を生ずるのが原則である(民法六九六條)。併しなから之に對しては左の例外がある。

第一 當事者の一方が和解に因つて争の目的たる權利を有するものと認められた

和解に因
ずば消滅

場合に於て其者が從來此權利を有しなかつたと云ふ確證が出たときは其權利は和解に因つて其者に移轉したことになるのである。

第二 相手方が争の目的たる權利を有しないものと認められた場合に於て其者が從來之を有して居つたと云ふ確證が出たときは其權利は和解に因つて消滅したことになるものである。

以上を以て我民法に於ける契約上のことは説き盡したのである。商法上の契約即ち商人の取引に付ては後日更めて説述する機会があらうと思ふ。

契約書式大全(終り)

大正四年十一月二十三日印刷
大正四年十一月三十日發行

契約書式大全裏付

正價金九拾錢



著者 龜谷正司

發行者 伊東芳次郎
東京市牛込區神樂町一丁目一番地

印刷者 白土幸力
東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三光堂
東京市神田區美土代町二丁目一番地

發行所 東京市牛込區
神樂町一丁目

電話番町五三七
振替東京一七一

東亞堂書房

堀内新泉先生著

時間活用法

大判洋装二三〇頁

正價 六十錢

送費 八錢

(報知新聞批評) 人生の如何に時間の價值大なるかより時間を使用するの心得をば數十百項に剖別して丁寧深切に記述したり時の貴ぶべきことを浪費すべからざることは何人も之を言ふ處なれども之を知りて行ふ者尠く遂に蹉跎困頓秋風霜鬢を吹くに及んで悔恨するもの多き時に於て斯る適切眞摯なる書の出るは喜ぶべし(日本新聞批評) 金を浪費せぬ人はありとも時間を浪費せぬ人は殆ど無く紀律の慣習なき日本人は最も意を茲に致すを要す是れ本書の必要なる所以。

松波法學博士序
原田定造先生著

手形取引の顧問

大判美本壹九〇頁

正價 八十錢

送費 八錢

本書は近來手形の取引が益々頻繁を加ふるに隨ひ往々複雑な法律上の手續きを誤つて意外の奇禍を被る者多きを憂ひ手形法に精通せる原田先生が爲替手形、約束手形、小切手、國際手形等の性質形式受授の手續きを詳細に説明して且つ附するに「法律用語の解釋」を以てせられたるもので松波博士が實に「問答體に依りて手形に關する法規の一般を平易に説明し讀者をして直ちに其知らんとする所を得せしむるは本書の特色なり」と賞せられたる實業家必讀の良書である。

伯爵 大隈重信序 法學博士 天野爲之序
株式取引所 郷 誠之助序 法學博士 河津 暹 閣
理事長男爵 山名 義高先生著

有價證券と取引市場

大判美裝 約五百七拾頁
正價 壹圓七拾錢
送費 拾貳錢

有價證券は財界のバロメータル也。近世經濟的觀念の發達に伴ひて、各種企業の様式概ね大資本組織に傾き來れるの今日、之が性質效用に通曉せざる者は、到底其資を巧みに運用して、自己の富を致し、國家社會の利を圖る能はざるや必せり。宜なる哉、輓近、此文明の一大機關を利用して、一躍百萬の豪富を贏ち得たる人の甚多きや。有價證券に對する放資は、實に平和時に於ける唯一無二の立身策と稱すべし。而かも此種の事たる最も複雑を極め理解に困難の點少からず。本書乃ち、學理及實際の兩方面より、有價證券賣買者の必ず知悉せざるべからざる萬般の知識を解釋し、表及び索引を附して痒ゆき處に手の届くが如く、致富の祕要、財界の機微、縱横詳述洩す所なし。大隈伯は「本書は其論究する範圍其一部に止まらずして、包全的且つ組織的なるを特色とす」と賞せらる。實業家、政治家は勿論、企業、放資に志ある士の必ず一讀すべき有價證券辭典也。



4

68
644

終

